



江田島市  
高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成 30(2018)年度～平成 32(2020)年度

●本計画の基本理念●

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島



平成 30(2018)年 3月  
広島県 江田島市



# 江田島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画とは

- (1) 高齢者福祉計画とは(※1) …65歳以上の全ての高齢者を対象とした、生きがいづくりや日常生活の支援など、保健・福祉事業の取組に関する計画です。
- (2) 介護保険事業計画とは(※2) …要介護認定者等が、可能な限り住み慣れた家庭や地域において、介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要なサービスに関する今後3年間の整備目標等を取りまとめる計画です。
- (3) 「江田島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（以下「本計画」と言う。）」は、老人福祉法の規定に基づく「老人福祉計画」（本市においては「高齢者福祉計画」と）と、介護保険法の規定に基づく「介護保険事業計画」を根拠としており、双方の調和が保たれるよう一体的に策定するものです。

根拠規定 ※1老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8 ※2介護保険法(平成9年法律第123号)第117条

## 【1】本市における計画の位置付け

本計画は、国の地域共生社会の実現に向けた考え方や方針等を踏まえつつ、本市の上位計画である「第2次江田島市総合計画」、「地域福祉計画」をはじめ、分野別福祉計画との連携・調整など、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。



## 【2】計画の期間

本計画の期間は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年度を見据えつつ、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間とします。平成32(2020)年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、平成33(2021)年度からの次期計画につなげます。

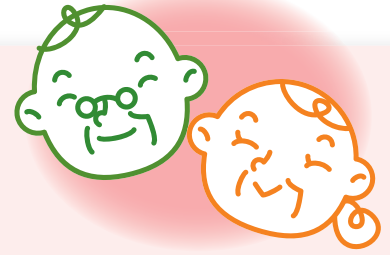
平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度	平成36(2024)年度	平成37(2025)年度	平成38(2026)年度
第6期			第7期 (本計画)			第8期 (次期計画)			第9期		
		見直し			見直し			見直し		↑	見直し

団塊の世代が75歳





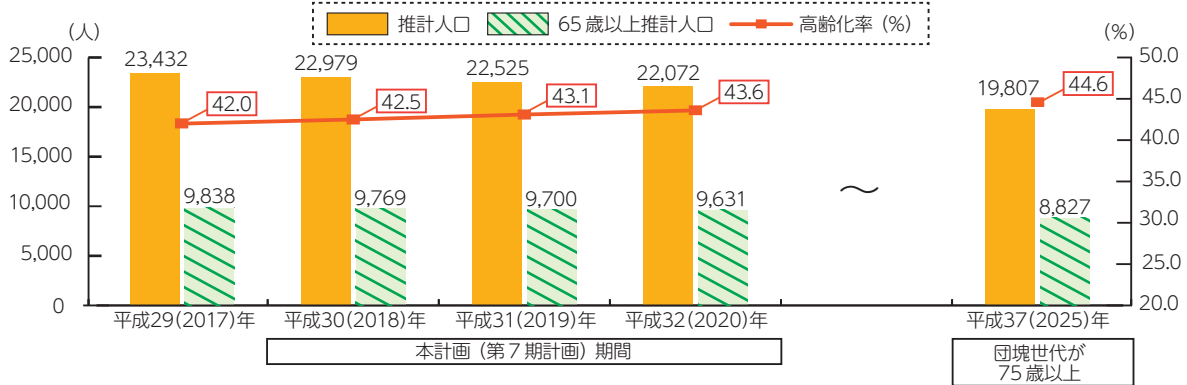
## 2 本市における現状と課題



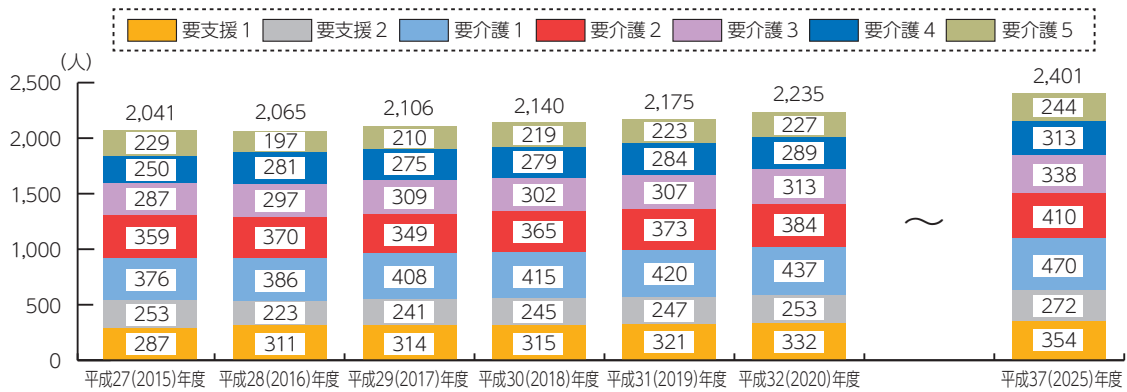
### 【1】本市の高齢化の状況

本計画期間における本市の今後の「高齢者人口の推移」「要介護等認定者数の推移」は、次のとおりです。

#### 【高齢者人口の推移】



#### 【要介護等認定者数の推移】



※平成 27 (2015) 年度～ 28 (2016) 年度は介護保険事業状況報告による実績値，平成 29 (2017) 年度以降は推計値

### 【2】現状からみた本市の課題

高齢者人口等の動向やアンケート調査結果等に基づく課題をまとめると、次のとおりです。

課 題	
(1) 社会参加と生きがいづくり，支援の担い手づくり	(6) 認知症の早期診断・早期対応
(2) 高齢化のさらなる進行に対するリスクへの対応	(7) 認知症の人を含む高齢者及び家族介護者への支援
(3) 介護サービスの着実な提供と介護給付の適正化	(8) 相談支援の充実と地域ケア会議の推進によるネットワークの構築
(4) 医療と介護の両方のニーズを持つ在宅高齢者への支援	(9) 介護人材の確保と定着及び専門職の資質向上
(5) 在宅での暮らしを支える生活支援ニーズへの対応	(10) 介護事業所と医療機関とのネットワークづくり



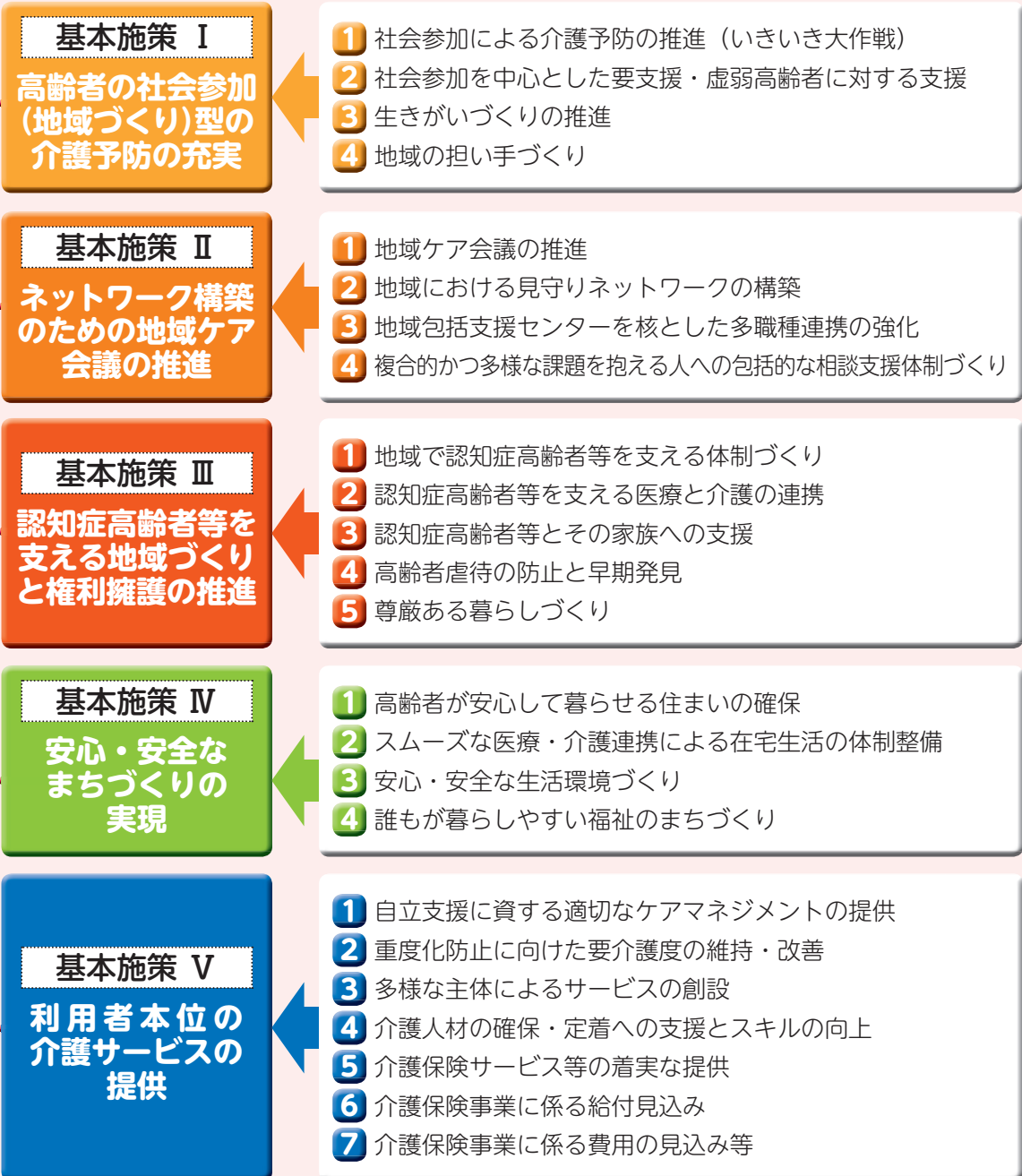
●本計画の基本理念●  
一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島

本計画の名称

## えたじま いきいき 百年プラン

基本目標 私らしい江田島暮らし(地域居住)の実現

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステム推進のための5つの取組(基本施策)



## 4 施策の展開

### 基本施策Ⅰ 高齢者の社会参加(地域づくり)型の介護予防の充実

施策の方向	施策の取組	施策の主な取組内容
1 社会参加による介護予防の推進(いきいき大作戦)	● 自助・互助による介護予防の充実・強化	● 住民主体の通いの場の立ち上げ支援、活動支援 ● 住民主体の通いの場の活動に対するポイント付与
2 社会参加を中心とした要支援・虚弱高齢者に対する支援	● フレイル(虚弱)予防による生活機能の維持・向上	● 介護予防教室の開催 ● 地域の介護予防活動支援 ● リハビリ専門職による地域活動支援
3 生きがいづくりの推進	● 高齢者の健康と生きがいづくり	● 老人クラブ活動への参加促進支援 ● 健康づくり施策との連携 ● 生涯学習・スポーツ活動の促進と情報提供等
4 地域の担い手づくり	● 高齢者の働く機会づくり ● 高齢者のボランティア活動の促進 ● 担い手づくりに向けた取組	● 高齢者の活躍の場の確保 ● シルバー人材センターへの支援 ● ボランティアの育成・活用・促進

### 基本施策Ⅱ ネットワーク構築のための地域ケア会議の推進

施策の方向	施策の取組	施策の主な取組内容
1 地域ケア会議の推進	● 地域ケア会議の充実	● 個別ケース検討会議による地域課題の抽出 ● 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 ● 地域ケア推進会議による政策形成
2 地域における見守りネットワークの構築	● 地域の支援ネットワークづくり ● 生活支援コーディネーターと協議体による地域の資源づくり	● 地域ぐるみの重層的な支援ネットワークづくり ● 生活支援コーディネーターによる地域支え合い活動の把握、地域資源の見える化 ● 協議体による取組の推進
3 地域包括支援センターを核とした多職種連携の強化	● 効果的かつ効率的な地域包括支援センターの充実	● 身近な相談窓口(ブランチ)を活用した総合相談の充実 ● 個別性を重視した包括的・継続的マネジメント業務の推進
4 複合的かつ多様な課題を抱える人への包括的な相談支援体制づくり	● 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制づくり	● (仮)共生社会推進センターの設置に向けた検討





## 基本施策Ⅲ 認知症高齢者等を支える地域づくりと権利擁護の推進

施策の方向	施策の取組及び主な内容	施策の主な取組内容
1 地域で認知症高齢者等を支える体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症に対する理解の促進</li> <li>● 認知症の人を含む高齢者等の見守り体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症サポーター養成及び活動支援</li> <li>● キャラバンメイトの確保</li> <li>● 認知症ケアパスによる周知</li> <li>● 徘徊 SOS ネットワークの構築</li> </ul>
2 認知症高齢者等を支える医療と介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の早期診断・早期対応</li> <li>● 認知症の進行段階に応じた適切な対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通いの場等を活用した予防活動及び早期発見</li> <li>● 認知症ケアパスを利用した連携体制の構築</li> <li>● 医療・介護連携体制の整備による早期診断・早期対応</li> <li>● 認知症地域支援推進員の配置の推進と活動強化</li> <li>● 認知症初期集中支援チームとの連携強化</li> </ul>
3 認知症高齢者等とその家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援内容の充実化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援体制の充実</li> <li>● 集いの場(認知症カフェ)づくり</li> <li>● 本人及び家族介護者に対する支援サービスの充実</li> </ul>
4 高齢者虐待の防止と早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待の防止と早期発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 虐待防止など人権に関する啓発</li> <li>● 早期発見・早期対応</li> <li>● 個別事例への対応</li> <li>● 高齢者虐待ネットワークの強化</li> </ul>
5 尊厳ある暮らしづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 権利擁護の制度に関する普及啓発</li> <li>● 成年後見制度の利用促進</li> <li>● 関係機関との連携強化</li> </ul>

## 基本施策Ⅳ 安心・安全なまちづくりの実現

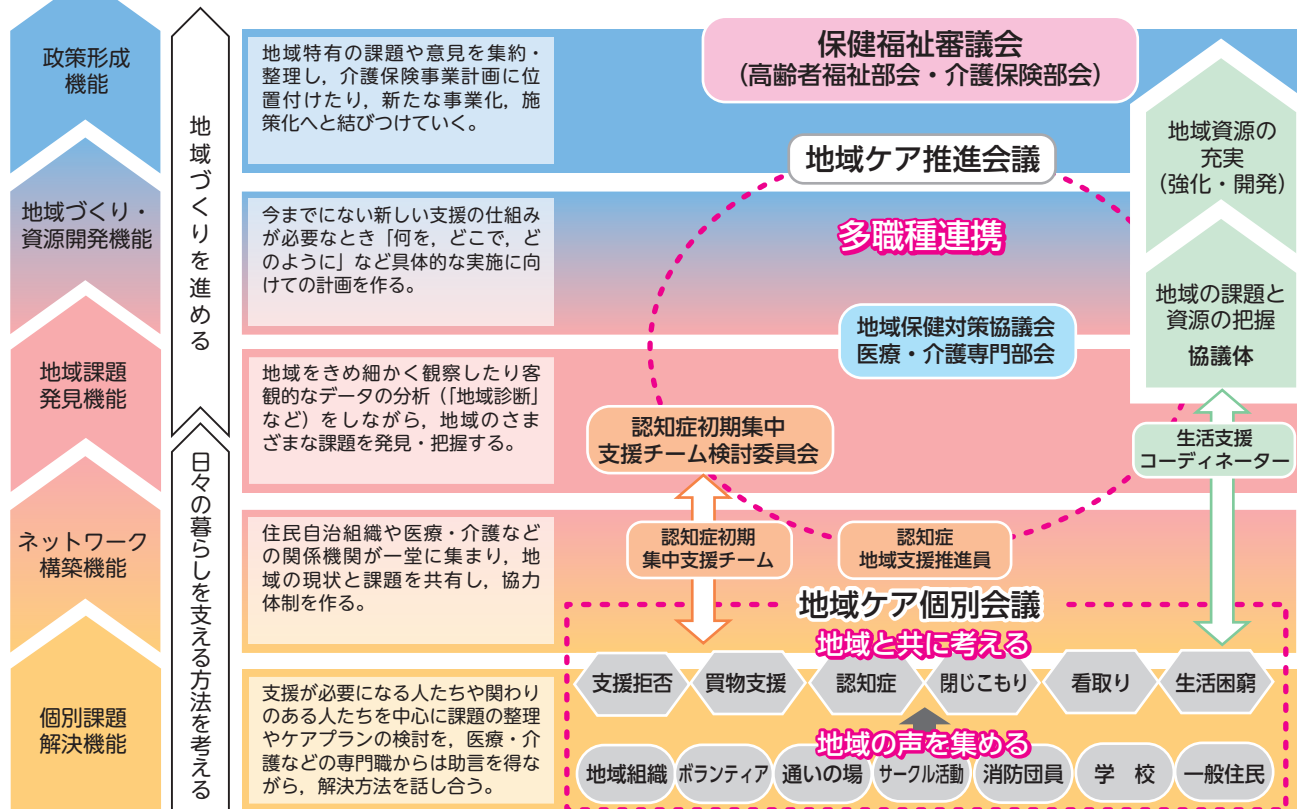
施策の方向	施策の取組及び主な内容	施策の主な取組内容
1 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 安心して暮らせる住まいの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様なニーズに対応した住まいの確保への相談支援</li> <li>● 養護老人ホームへの措置</li> </ul>
2 スムーズな医療・介護連携による在宅生活の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅医療・介護連携の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅医療・介護の提供体制の構築推進</li> <li>● 医療・介護関係者の研修</li> <li>● 在宅看取り等に関する普及啓発等</li> </ul>
3 安心・安全な生活環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防犯・防災体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難体制等の整備</li> <li>● 地域の防犯活動</li> <li>● 高齢者の交通安全</li> </ul>
4 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誰もが安心して快適に生活できるまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ユニバーサルデザインのまちづくり</li> <li>● 道路交通環境の整備</li> <li>● 公共交通機関のバリアフリー化の促進</li> </ul>



## 基本施策 V 利用者本位の介護サービスの提供

施策の方向	施策の取組及び主な内容	施策の主な取組内容
1 自立支援に資する適切なケアマネジメントの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自立支援を目指した個別性のあるケアマネジメントの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域ケア個別会議による自立支援の理念の共有</li> <li>● 多職種連携会議による一体的な支援体制の構築</li> </ul>
2 重度化防止に向けた要介護度の維持・改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フレイル予防による要介護度の改善</li> <li>● 介護給付の適正化に向けた取組</li> <li>● 相談体制の充実</li> <li>● 適正な要支援、要介護認定</li> <li>● 介護サービスの質的向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 多職種によるフレイル予防の推進</li> <li>● ケアプラン点検の実施</li> <li>● 相談体制の充実</li> <li>● 介護認定審査員及び審査会の資質向上</li> <li>● 介護サービス事業者への実地指導の実施</li> </ul>
3 多様な主体によるサービスの創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)の推進</li> <li>● 地域の実情に合わせたサービスの提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民等の多様な主体によるサービスの創設に向けた検討</li> <li>● 地域の支え合いの体制づくり</li> </ul>
4 介護人材の確保・定着への支援とスキルの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護人材の確保・定着に向けた取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門職のスキルアップ研修の支援</li> <li>● 離職者の再就職支援</li> <li>● 関係機関、関係部局との連携による人材確保</li> </ul>
5 介護保険サービス等の着実な提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 制度の普及・啓発と情報提供の充実</li> <li>● 介護サービス提供体制の充実</li> <li>● 生活支援サービスの充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者や家族に分かりやすい情報提供</li> <li>● 関係機関や、地域住民等との連携強化</li> <li>● 一人暮らし高齢者や高齢者世帯に対する生活支援サービスの充実</li> </ul>

## 地域ケア会議推進のイメージ図



広島県作成資料を参考に江田島市高齢介護課作成



## 基本施策 V 利用者本位の介護サービスの提供

施策の方向	施策の取組及び主な内容	施策の主な取組内容
6 介護保険事業に係る給付見込み	● 介護保険事業の円滑な運営	● 介護サービス事業量の適切な見込みと介護給付の適正化
7 介護保険事業に係る費用の見込み等		

本計画の期間である平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの3年間で見込まれる介護保険事業に係る給付費等の見込み介護保険料は次のとおりです。

### 介護保険事業に係る給付費等の見込み

(単位：千円)

区 分	第7期計画期間			参 考
	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 37(2025)年度
総給付費見込額	3,374,910	3,478,273	3,602,604	3,713,596
介護給付費	3,273,036	3,371,182	3,490,483	3,593,103
介護予防給付費	101,874	107,091	112,121	120,493
地域支援事業費	153,713	158,420	164,083	168,837

### 第1号被保険者(65歳以上)の所得段階別介護保険料

【第7期計画期間(平成30(2018)年4月～平成32(2020)年3月)所得段階別介護保険料】

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)	
			年額	月額
第1段階	生活保護を受給されている方 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方又は、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.45	33,400	2,783
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	55,800	4,650
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額×0.75	55,800	4,650
第4段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	66,900	5,575
第5段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額×1.0	74,400	6,200
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	89,200	7,433
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.3	96,700	8,058
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.5	111,600	9,300
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額×1.7	126,400	10,533

※第1段階の介護保険料は、「基準額×0.5」から「基準額×0.45」に軽減します。

## 江田島市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画(概要版)

発行月／平成30(2018)年3月

発行者／広島県江田島市福祉保健部高齢介護課

〒737-2297 広島県江田島市大柿町大原505番地

TEL 0823-43-1651 FAX 0823-57-4432